

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 31 号

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第5号中「中学校就学の終期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下同じ。）を養育する」を削り、「その養育する中学校就学の終期に達するまでの子」を「職員の養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「養育する子」という。）」に改め、同号ア中「当該子」を「子、配偶者又はその他の二親等内の親族」に改め、同号イからオまでの規定中「当該子」を「養育する子」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。